

## 第3期上毛町子ども・子育て支援事業計画等策定 支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、第3期上毛町子ども・子育て支援事業計画等策定支援業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

第3期上毛町子ども・子育て支援事業計画等策定支援業務

#### (2) 業務内容

第3期上毛町子ども・子育て支援事業計画及び第4次上毛町次世代育成支援行動計画の策定支援

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

#### (4) 委託料の上限

4,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### (5) 発注者

上毛町

### 3. 担当課・問い合わせ先

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町子ども未来課 子育て支援係 担当：末松

電話番号 0979-72-3127

FAX番号 0979-84-8021

電子メール kodomo@town.koge.lg.jp

### 4. 参加者の募集

#### (1) 募集方法

公告のほか上毛町ホームページにおいて告知する。

#### (2) 公募期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月21日（火）まで

#### (3)

### 5. 参加資格

以下の要件をすべて満たしていること。ただし、参加後に資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(4) 国税・地方税について未納がないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 上毛町暴力団排除条例（平成22年条例第21号）第6条、第9条及び第10条の規定に違反しない者であること。
- (7) 過去5年以内（令和元年度から令和5年度）に、同種または類似業務の実績を有すること。
- (8) 上毛町で行う打ち合わせ等に出席できること。（場合によってはWEBでの打ち合わせも可）

## 6. 契約候補者決定・契約までのスケジュール

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| プロポーザル公告<br>参加表明書受付開始<br>企画提案書受付開始<br>質問書受付開始 | 令和6年4月24日（水）                  |
| 参加表明書 受付締切                                    | 令和6年5月15日（水）                  |
| 質問書 受付締切                                      | 令和6年5月15日（水）                  |
| 企画提案書 受付締切                                    | 令和6年5月21日（火）                  |
| 一次審査（書類審査）                                    | 令和6年5月23日（木）までに実施             |
| 二次審査（プレゼンテーション）<br>※一次審査通過者のみ対象               | 令和6年5月27日（月）予定<br>5月28日（火）予備日 |
| 契約候補者決定                                       | 令和6年5月31日（金）までに決定             |
| 契約締結  | 令和6年6月7日（金）までを予定              |

※ 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

## 7. 参加表明書等の提出等

### (1) 参加表明書等

#### ア 提出書類

- ① 様式1「参加表明書」の写し 1部

#### イ 提出方法

##### ① 提出期限

令和6年5月15日（水）17時15分までに写しを電子メールで提出

※企画提案書提出時に原本を提出すること。

##### ② 提出先

本要領3に掲げる担当課

### (2) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件のほか、本実施要領、業務仕様書の内容に限るものとする。

#### イ 質問及び回答の方法

##### ① 様式

様式5「質問書」

##### ② 提出先

本要領3に掲げる担当課

③ 提出方法

電子メールに限る。来庁、電話、FAX等は受け付けない。

④ 受付期限

令和6年5月15日（水）17時15分まで

⑤ 質問に対する回答の方法

質問書を受け付けた日の翌々日（役場閉庁日を除く）までに、参加表明書を提出した全ての事業者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案書等

#### ア 提出書類

以下の①から⑧を提出する。

ただし①から⑦は、1冊に綴じて原本1部、原本の写し5部を提出すること。

① 参加表明書

② 提案書（A4版 自由様式 20ページ程度）

③ 様式2「業務実績調書」

④ 様式3「配置予定技術者の経歴等」

⑤ 様式4「見積書」及び積算内訳書（A4版自由様式）

⑥ 法人の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し

⑦ 国税・地方税納税証明書の写し（法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

⑧ 提出企業のパンフレット 6部

#### イ 提出方法

① 提出期限

令和6年5月21日（火）17時15分まで

\*持参による場合の受付時間は、役場閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

② 提出先

本要領3に掲げる担当課

③ 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

## 9. 契約候補者の選定

### (1) 審査基準

別紙「審査基準表」による。一次審査、二次審査を通して使用する。

### (2) 審査委員会

審査委員会の委員は、上毛町職員の中から5名をもって充てる。

### (3) 一次審査（書類審査）

提出された参加表明書等、企画提案書等を審査委員が審査し、上位5者を二次審査参加事業者として選定する。なお、一次審査参加事業者が5者以内であっても、最低基準を超えた

場合のみ二次審査に進むものとする。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）

- ア 実施日 令和6年5月27日（月）を予定
- イ 会場等 上毛町役場（時間、会場の詳細は別途お知らせする。）
- ウ 出席者 各参加事業者からは3名以内とし、管理責任者となる方は必ず出席すること。
- エ 発表等 30分程度のプレゼンテーションの後、15分程度の質疑応答を行う。
- オ 機器等 発表にパソコン等を使用する場合に、以下の機器以外が必要な場合は、各事業者が用意すること。  
当方で用意する機器【プロジェクター、スクリーン】

(5) 審査方法

審査委員は「審査基準表」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を採点し、一次審査、二次審査の合計得点を参考に契約候補者を選定する。

(6) 審査結果の通知

契約候補者の選定結果を参加事業者に別途通知する。ただし、選定結果に関する異議の申し立ては一切受け付けない。なお、審査結果の公表はしないものとする。

## 10. 業務委託契約に関する事項

本業務においては、本町が提示した仕様書に示した要件を全て満たすことを前提とする。なお、候補者の企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではなく、プロポーザル審査の企画提案において、仕様書に記載のない内容が提案され、本町が有益であると認めた場合には、契約手続き期間中に仕様書に追記する場合がある。

また、候補者と委託契約を締結できない事由が発生した場合、または調整が整わない場合には、次点者（補欠）と本業務の委託について協議・調整を行うものとする。

### 11. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 見積金額が本要領2に記載する各年度の委託料上限額を越えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本要領5に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (5) その他本要領の定めに反した場合
- (6) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

### 12. その他

(1) 本件に係る費用負担

参加に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 提案に当たっての参考資料の提供

参加表明した参加者には希望により以下の冊子を提供する。なお、提供に係る費用が発生する場合は前記の規定による。

ア 『こうげ子ども未来プラン』（令和2年3月）

（第2期上毛町子ども・子育て支援事業計画・第3次上毛町次世代育成支援行動計画）

- イ 『第2次上毛町総合計画計画』(平成29年3月)
- ウ 『第2次上毛町総合計画後期基本計画』(令和4年3月)
- エ 『第2次上毛町コミュニティ計画』(平成30年3月)
- オ 『上毛町人口ビジョン第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』(令和2年3月)

(3) 書類提出に当たっての留意事項

提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、本町はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又は電話による問い合わせ若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの。
- イ 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- ウ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(6) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、上毛町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。